

常務理事	事務局長		担当者
適用区分			

受付日付印

下記のいずれかの  に  を入れてください。

※ チェックがない場合、非課税証明書の添付がない場合は、限度額認定証を発行します。

健康保険限度額適用認定申請書

健康保険限度額適用・標準負担減額認定申請書 (被保険者が 住民税非課税の場合)

※ 健康保険限度額適用・標準負担減額認定証を申請される場合は、住民税非課税証明書を添付してください。

被保険者欄				
被保険者証の記号番号	(記号)	(番号)	被保険者の氏名	
被保険者の住所	〒			
昼間連絡のとれるTEL:				

適用対象者欄				
氏名		続柄	生年月日	年 月 日生
使用期間	年 月 日 ~		年 月 日	
上記住所と別のところに送付を希望する場合 その送付先	〒			

**マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、  
高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。  
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、  
マイナ保険証をぜひご利用ください。**

70歳未満の方の高額療養費自己負担限度額(月額)

【 】内の額は、4回目以降の限度額

種類	所得区分	区分	自己負担限度額
限度額適用認定証	標準報酬月額 83万円以上	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【140,100円】
	標準報酬月額 53万~79万円	イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【93,000円】
	標準報酬月額 28万~50万円	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
	標準報酬月額 26万円以下	エ	57,600円 【44,400円】
限度額適用・標準負担減額認定証	住民税非課税	オ	35,400円 【24,600円】

70歳以上の方

標準報酬月額が28万円から79万円の方  
「限度額証」をご申請ください。

標準報酬月額が83万円以上の方  
標準報酬月額が26万円以下の方  
高齢受給者証の提示で限度額までの負担となりますので、「限度額証」の申請は不要です。

有効期限	自	年	月	日
	至	年	月	日

※ 発効年月日は、申請書の受付(健保組合到着)月の1日となり、

有効年月日は、最長で 限度額認定証: 翌8月31日までとなります。  
減額認定証: 翌7月31日までとなります。

※ 申請書送付先: 〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-16-11 EDGE日本橋蛸殻町ビル6F

エンターテイメント健康保険組合